

# 『古事記』崩年分註の史料性検証

新井 宏

## 一 はじめに

『古事記』には開化天皇以前の九代を除き、崇神から推古までの二十四代の天皇のうち、十六代の崩年が記されている。『日本書紀』では天皇の崩年が全て記されているのは極めて対照的である。しかも、『日本書紀』の紀年には干支二運(一一〇年)の延年操作があり、そのまま信用し得ないのに対して、『古事記』の崩年は「倭の五王」の記事とも、ある程度の対応関係が認められることから、年代定点として明治以降重視されている。

しかし、『古事記』の崩年が「一次史料」であるとの前提は、歴史学の基本から言えば自明ではなく、まず検証してみる必要がある。もちろん、ここで言う「一次史料」の意味は、『古事記』編纂時に存在していた「伝承」のことであり、それが「正しい年代」を示しているか否かの問題ではない。

そもそも、『古事記』は紀年には無関心な書であり、崩

年が分註の形で、しかも特定の天皇にのみ記されていることから見ても、状況的には「二次史料」の可能性を否定し得ない。本居宣長も崩年分註を古伝として重視しながらも「稗田老翁奈が誦伝へたる勅語の旧辞には非じと見ゆ」として削除したほどである。

それにもかかわらず、明治以降の研究史において、崩年を伝承一次史料として取扱う流れがあるのは、那珂通世に続き、修史局学派の星野恒や菅政友が、書紀の紀年に代えて古事記崩年干支を用い、「倭の五王」の比定に大きな成果を挙げたからであろう。しかしながら、本来の歴史学の「史料批判」の原則に照らすならば、「倭の五王」の問題があるからこそ、二次史料の可能性があるとも言えるのである。この点についての研究を深めて行かなければならない。

当然のことながら、今までも、歴史学の原則に則って「一次史料性」を疑い、論拠としては採用しなかった研究者

が多くいた。

久米邦武は、修史局時代の同僚が、『日本書紀』の紀年を捨て、『古事記』崩年干支を復活したことについて、「史学の尺度となるべきに非ざる」と完全に退けてしまっている(1)。また、原勝郎は「日本書紀紀年考」の中で、古事記崩年干支が『宋書』に依拠して成立したとして「仁徳の崩御を丁卯にかけて居るのは倭王珍を以て反正に擬し、其即位の年を宋書通りに壬申にかけ、それからして履中の在位数年を逆算して得た」と示した(2)。前田直典も、戦後になって『古事記』崩年干支は「後世の追記で信用すべきでない」と断じ、原の指摘に賛意を表している(3)。

しかし、古事記崩年干支が、『宋書』等に依拠して後世になって作られた「二次史料」であることを、学術的に検証した研究は見当たらない。論理的には循環論法になりやすいテーマなので避けて通ってきたのかも知れないが、『古事記』の崩年について注意深く考察すれば、その一次史料性を疑わせ、後世に二次史料として成立したことを示唆する状況もかなりある。

その第一は、『古事記』の崩年干支の月日が、奇妙な形で『日本書紀』の「別の天皇」の崩年月日に一致する場合が十三件中八件、一日違いが三件もあり、とても偶然とは考えられないことである。それはあたかも『日本書紀』の「他の天皇」の崩年月日を流用しているかのような状況なのである。

その第二は、『古事記』の崩年分註の有無と天皇の在位期間の「対外交渉」の有無の間に、強い対応関係が認められることである。ただし、ここで「対外交渉」というのは、渉外記事をほとんど載せない『古事記』ではなく、『日本書紀』や『宋書』、『三国史記』のことであるが、「対外交渉」記事のある天皇の場合のみ、崩年干支が記載されているのである。

もちろん、『古事記』の成立した和銅六年(七一二年)には、一一四五年の『三国史記』はもとより養老四年(七二〇年)の『日本書紀』も存在していなかった。『宋書』などを参照し得たか否かについても明らかではない。しかし、『日本書紀』の編纂は既に始まっており、『三国史記』の底本となった『百済記』などは十分に参照されていた。『古事記』編纂者なら、同等な情報を知り得た可能性はあり得る。更に言えば、もし『古事記』の崩年分註が、後世になってから挿入されたものとするれば、この問題は大きな制約事項とはならない。

すなわち、あらかじめ「推論」を示すならば、『古事記』の崩年、特に「倭の五王」に比定される六天皇の崩年は、「ある時点」において『日本書紀』や『宋書』、そして(原)三国史記などの情報を参照し得たならば、かなり正確に算出できるのである。

本報においては、主として「倭の五王」に関連する天皇の『古事記』崩年干支について、『日本書紀』と『宋書』

および『三国史記』の涉外記事を援用し、その復元過程を推測し、崩年干支が、はたして「伝承一次史料」と言えるかについて、批判的な立場から論証する。

## 二、日本書紀から流用された

### 可能性のある崩年月日

『日本書紀』の崩年月日は干支によって「八月庚午朔丙子」などと示されている。この場合の朔日の庚午は干支の七番目、日付の丙子は十三番目であり、丙子は朔(月初)から数えて七日目になる。すなわち八月七日である。

一方、『古事記』の崩年月日は、全て八月九日のように直接数字で示されている。

両者の大きな違いは、『日本書紀』の干支表現は、元嘉暦にしても儀鳳暦にしても、各年各月の朔を干支で知る必要があり、あらかじめ膨大な暦を備えるか、複雑な計算を経ないと求められないのに対して、数字の月日は、暦についての知識をほとんど必要としないことである。

ちなみに、『古事記』において、干支を用いて月日を表示している例は、推古天皇の崩年月日のみで「三月十五日癸丑日崩」とある。しかも、「癸丑」が正しいならば三月十五日は誤りで『日本書紀』の崩年と完全に一致して「三月七日」でなければならぬ。このように『古事記』の崩年は、暦について習熟せず、何かを援用していたのではないかとの疑いがある。

その意味で注目すべき点は、『古事記』の崩年月日の大部分が『日本書紀』の「別の天皇」の崩年月日と一致、または「一日遅れ」で一致していることである。状況を確認するために、『古事記』の天皇崩年月日と『日本書紀』の「他の天皇」の一致状況を整理して表1に示す。

表1によれば、『古事記』には月日まで示された崩年が十三件ある。その内、八件が『日本書紀』に載る三十八件の「他の天皇」の崩年月日(分布の明細を表1の下欄に示す)のどれかに一致している。確率計算によれば、八件が一致するのは約二千分の一であり(4)、とても偶然とは考え難い。しかも、『日本書紀』の「他の天皇」の崩年月日の「一日遅れ」まで対象にすれば、十三件の内十一件まで対応関係が認められるのである。例外は二件に過ぎない。更に奇妙なことは、『日本書紀』の崩年月日が『古事記』の次代天皇の崩年月日になっているのが二件、次々代天皇の崩年月日になっているのも一件ある。

崩年月日	日本書紀	古事記
六月十一日	(二三代)成務	(一四代)仲哀
八月 九日	(二〇代)安康	(二一代)雄略
四月十五日	(二九代)欽明	(三二代)用明

このような法則性が偶然に発生する確率は、ほとんどあり得ない。その一方で、『日本書紀』と『古事記』で同じ天皇の崩年月日が一致する例は皆無で、月日だけ一日か二日の違いで一致している例が二件、月のみが一致している

例が一件ある。

表1 古事記の崩年月日と日本書紀の崩年月日の一致状況

古事記崩年月日	日本書紀崩年月日	一致状況
(13) 成 乙卯 3月15日	(17) 履 乙巳 3月15日	別天皇 月日一致
(14) 仲 壬戌 6月11日	(13) 成 庚午 6月11日	先代天皇 月日一致
(15) 応 甲午 9月09日	(40) 天 丁亥 9月09日	別天皇 月日一致
(16) 仁 丁卯 8月15日	(30) 敏 乙巳 8月15日	別天皇 月日一致
(17) 履 壬申 1月03日		
(19) 允 甲午 1月15日	(19) 允 癸巳 1月14日	同天皇 1日差
(21) 雄 己巳 8月09日	(20) 安 丙申 8月09日	先代天皇 月日一致
	(21) 雄 己未 8月07日	同天皇 2日差
(26) 継 丁未 4月09日	(09) 開 癸未 4月09日	別天皇 月日一致
	(31) 用 丁未 4月09日	別天皇 月日一致
(27) 安 乙卯 3月12日	(01) 神 丙子 3月11日	1日差
(30) 敏 甲辰 4月06日	(23) 頸 丁卯 4月05日	1日差
(31) 用 丁未 4月15日	(29) 欽 辛卯 4月15日	先々代天皇 月日一致
(32) 崇 壬子 11月13日		
(33) 推 戊子 3月15日	(17) 履 乙巳 3月15日	別天皇 月日一致
日本書紀の天皇崩年月日(38天皇)を月別に示す。 ( )内に示す日付は古事記分註に同じ日付があるもの		
1月 9日, (14日), 16日, 16日, 23日	7月 24日	
2月 5日, 6日, 7日, 8日, 10日, 15日	8月 5日, 7日, (8日), (9日), (15日)	
3月 7日, (11日), (15日)	9月 2日, (8日), (9日)	
4月 (5日), (9日), (9日), (15日)	10月 9日, 10日	
5月 10日	11月 3日, 7日	
6月 (11日)	12月 3日, 5日, 6日, 8日, 17日	

(一〇代)崇神 辛卯年十二月五日 戊寅年十二月  
 (二九代)允恭 癸巳年一月十四日 甲午年一月十五日  
 (二一代)雄略 己未年 八月七日 己巳年 八月九日

日本書紀

古事記

太田亮(5)は、この三例を以て「三帝の崩年干支並に月日は確実なる史料によつたものに違ひない」と主張する一方で、『古事記』の崩年月日が『日本書紀』の別の天皇の崩年月日に一致していることにも触れ、「天武天皇の御命日を誤って応神天皇に当て奉って居る」ことから「註文は断じて書紀以前のものとすることはできない」と強調している。いずれにせよ『古事記』と『日本書紀』の崩年月日が全く一致していないにもかかわらず、奇妙な形で密接な関係にあることは疑い得ないのである。

以上の検討によつて、『古事記』の崩年干支を無条件に「伝承一次史料」とする見解には疑義があり、むしろ「二次史料」である可能性の方が高いことを示し得たと考える。しかし、それではなぜわざわざ『古事記』に崩年干支を記載したのか理由が判然としない。崩年を作るなら、特定の天皇だけでなく、対象期間の天皇について全て記載する方が自然なのに、対象とされていない天皇がある。そこに崩年干支を二次史料と疑うもうひとつの理由、すなわち「倭の五王」を含む涉外記事との奇妙な関連があるのである。

### 三、『古事記』崩年干支と「対外交渉」記事

『古事記』の崩年干支の有無と、各天皇の「対外交渉」の有無の間には、強い対応関係が認められる。ただし、こ

ここでいう「対外交渉」とは、「対外交渉」を載せない『古事記』の話ではなく、『日本書紀』や『宋書』、『三国史記』の記事である。

表2に各天皇の崩年と対応する「対外交渉」の記事の関係を「各史書」から拾って示す。

表中の成務天皇には対外交渉記事がないが、その直後の仲哀天皇の記事を参照できるので、「対外交渉」があつたグループと見なせば、ほぼ例外なく対応関係が認められる。崩年干支と記事との強い対応関係は、崩年干支が「伝承一次史料」ではなく、「各史書」の記事を基に復元された「二次史料」である疑いを強くする。

しかも、表2からすぐに気付くことは、「倭の五王」の時期、『日本書紀』が全く「渉外交渉」を載せていないことである。『宋書』等を全く見なかつたか、意図的に無視しているかのようなのである。更には、百済王の崩年記事が干支二運繰上げられて『日本書紀』の「神功紀」「応神紀」に載せてられているにもかかわらず、「倭の五王」の時期に対応する十八代久尔幸王と十九代毗有王の崩年記事だけが全く記載されていない。二十代蓋鹵王の崩年記事が復活するのは「雄略紀」なのである。何らかの理由で『宋書』等を意図的に無視した可能性が高いのである。

#### 四、ある時点での「倭の五王」の比定

議論を単純化するために、ある時点で律令期の史人が

表2 『古事記』崩年干支の有無と「対外交渉」記事

天皇	書紀崩年	古事記崩年	渉外記事の対照関係
崇神	-30	258	[日]蘇那曷叱知朝貢(崇神65)、[三]倭使臣蘇那曷叱知(253)
垂仁	70		
景行	130		
成務	190	355	
仲哀	200	362	[日]新羅遠征(仲哀9)、[三]倭兵大挙進入(364)
応神	310	394	[日]良馬二匹貢(応神15)、[三]良馬二匹記事(368)
仁徳	399	427	[中]讚遣使(413)、讚除綬(421)、讚遣使(425)
履中	405	432	[中]X遣使(430)
反正	410	437	[中]珍立つ(年?)、遣使・安東将軍(438)
允恭	453	454	[中]濟遣使・安東将軍(443)、濟を安東大將軍(451)
安康	456		[中]Y遣使(460)、興遣使(年?)、興を安東将軍(462)
雄略	479	489	[中]Z遣使(477)、武を安東大將軍(478)、鎮東大將軍(479) [日]吳国へ使者(雄略8、雄略12)
清寧	484		
顕宗	487		
仁賢	498		
武烈	506		
継体	531	527	[中]武を征東大將軍(502)。百済本記からの引用(4件)

「倭の五王」を比定したとするならば、どのような結果になつたかについて、まず仮託の議論を行つてみる。それは、当然のことながら、活用できる資料が限定されていることから、現代の所見と大きく変わるものではないであろう。

(1) 現在の比定と同じ推測過程

いわゆる「倭の五王」、すなわち讚、珍、済、興、武がヤマト王権、天皇家の系譜とどのように対応するかについては長い研究史がある。いわば、日本の古墳期の年代定点を与える極めて重要な議論であるが、倭王の遣使等に対応した記事が『紀記』にほとんど見られないことから、未だ「定説」は成立していない。極端な場合、「倭の五王」をヤマト王権の大王ではないとする見解(いわゆる九州王朝説など)さえあるが、大方の歴史関係者は、ヤマト王権の大王と認めた上で、その対応関係に諸説がある。これらの研究史については笠井倭人の『研究史倭の五王』(6)があり、筆者の記述でも大巾に参照している。

さて、未だ定説が成立していないとは言っても、武を雄略、興を安康、済を允恭天皇とするところまでは、ほぼ定説化しており、珍、讚の比定問題も、おおよそ次の三説に集約されている。

(A説) 珍を反正天皇、讚を履中天皇とする説

(B説) 珍を反正天皇、讚を仁徳天皇とする説

(C説) 珍を仁徳天皇、讚を応神天皇とする説

もちろん本稿は、改めて「倭の五王」の比定について意見を述べようとするものではなく、ある時点で律令期の史人が『宋書』と『(原)日本書紀』を参照して、「倭の五王」を日本の天皇に比定し、崩年を推定したならば、どのような結果になるかについて論じようと思うのである。

『古事記』の編纂された頃(七二二年)に『宋書』が将来されていたことは確認されていないが、藤原佐世が編集した寛平三年(八九一年)頃の『日本国見在書目録』には記載されている。したがって、『古事記』の崩年干支が『古事記』成立時のものという制約を外せば、律令制の史人に仮託した議論は継続できる。

さて、律令期のある時点での「倭の五王」の比定結果は、おそらく現代の学説と大きく異なることはなかったであろう。利用し得る史料について、ほとんど同じであるからである。

問題を極力単純化して議論したい。「ある時点」で律令期の史人が「倭の五王」を比定するとしたら、どのような前提条件に立ったであろうか。ほぼ間違いない点は次の二項である。

〔一〕「倭の五王」に対応する天皇家の系譜と治世期間の長短については、『日本書紀』の内容に通じる認識を持っていた。また、雄略天皇の在位を『日本書紀』の記載時期に近いと考えていた。

〔二〕中国史書としては『宋書』の他に、『晋書』、『南齊書』、『梁書』も見えていたかも知れない。

いずれの前提条件も、後世を含む「ある時点」という幅を設ければ、取り立てて問題となる項目はないので、その内容を簡単に整理して示す。まず、天皇家の系譜とその在位年数は『日本書紀』によれば、図1の通りである。在

位年代については、『日本書紀』では干支の繰上げを行っているので、異常に長い場合があり、信を置けないが、在位の長短については当時の認識が反映されているであろう。なお『日本書紀』では雄略天皇の在位を四五六年から四七九年としている。

一方、『宋書』に記載された「倭の五王」の遣使状況は、表3の通りである。『晋書』、『南齊書』、『梁書』の記載もあわせて示す。

比定の前提条件が簡単であり、しかも現在の認識と大きく異なることがないので、

「倭の五王」の比定過程も当然のことであるが現在の比定に似てくる。

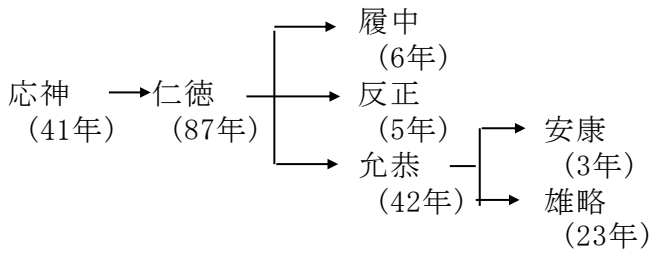


図1 応神天皇～雄略天皇の系譜と在位年数

現在の歴史学界の「定説」天皇である。ここまでは、天皇系譜によれば、武および世子興の父の済は允恭天皇になる。世子興は安康天皇である。ここまでは、

表3 中国文献の倭の五王関連記事

	王朝	遣使などの記事	出典
413年	東晋	讚遣使 讚は安帝(396～418年)の人	『晋書』安帝紀 『南史』
421年	宋	讚遣使 讚除綬	『宋書』倭国伝
425年	宋	讚遣使	『宋書』倭国伝
430年	宋	X 遣使	『宋書』文帝紀
?	宋	讚没し弟珍立つ 珍を安東将軍に除	『宋書』倭国伝
438年	宋	珍を安東将軍に除 遣使	『宋書』文帝紀
443年	宋	済遣使 済を安東将軍に除	『宋書』倭国伝
451年	宋	済を安東大将軍に進号	『宋書』倭国伝
?	宋	済没し世子興遣使	『宋書』倭国伝
460年	宋	Y 遣使	『宋書』本記
462年	宋	済の世子興を安東将軍に除	『宋書』孝武帝紀、倭国伝
?	宋	世子興没し弟武立つ	『宋書』倭国伝
477年	宋	Z 遣使	『宋書』順帝紀
478年	宋	武遣使 武を安東大将軍に除	『宋書』順帝紀、倭国伝
479年	南齊	武を鎮東大将軍に進号	『南齊書』倭国伝
502年	梁	武を征東大将軍に進号	『梁書』武帝紀

とも良く一致しているので詳論しない。

問題は済(允恭天皇)と珍の関係である。『宋書』には記載がないが、『梁書』では済を彌の子としている。彌(弥)を珎の誤りとすれば、珎は珍の異字体であるから、珍は済(允恭天皇)の父になる。しかし天皇系譜では允恭天皇すなわち済の前の珍は、反正天皇であり、その場合は父ではなく兄である。更に反正天皇の前の履中天皇に対応させても、やはり父ではなく兄である。したがって『宋書』に記載のなかった済と珍の関係が『梁書』に現れているのは、後世の誤った推測と判断したであろう。

ただし反正天皇の在位が短かったことを考慮すると、遣使記録が一代欠けていて、珍が履中天皇であったとの推測も存在したかも知れない。しかし四三八年の記事によれば、珍は讚の弟である。珍には兄がいたことになり矛盾するので、ここに珍が反正天皇であり、讚が履中天皇と決まる。

このように理解すれば、四三〇年の遣使のXも讚と考え、天皇系譜と倭の五王の関係には全く齟齬がない。現代の比定の(A説)である。江戸時代の松下見林も新井白石も、明治になって英国人アストンも系譜の対応関係のみによって同じ結論を導いた(6)。

ところが、律令期の史人は、履中天皇の在位が短かった(五年)との認識を持っていたはずである。讚の在位は『宋書』のみによっても十年以上、『晋書』を含めれば二十年以上になり、履中天皇では対応関係がとれない。在位が長かったのは何と言っても仁徳天皇である。讚は仁徳天皇に

比定すべきなのではないか。当時の史人ならそう考えるのはむしろ自然であつたらう。

そうなると、四三八年の「讚没し弟珍立つ」は『宋書』が誤つたのであり、「(履中)没し弟珍立つ」と書くべきだったと考えた。『宋書』が誤つたのは、四三〇年の貢物の主が記載されていなかったことにあり、この時の遣使が履中によって行われたと見れば、当時の史人には最も理解し易い話となる。これは現代の比定の(B説)に一致している。

天皇の在位期間に注目して、讚を仁徳天皇と比定したのは橋本増吉が初めてのようであり(7)、それを更に進めたのが池内宏である(8)。池内は、『記紀』では在位期間を長く表現することはあつても、短縮して示すはずがなく、在位六年とされている履中天皇が讚(在位十年以上)では有りえないとして、讚を仁徳天皇に比定している。ここでの推論は、筆者が律令期の史人に仮託して前提条件「一」と「二」から導いた結論と同一である。

結局、律令期の史人なら、現代の分類では、(A説)よりも(B説)を採るのが自然だったのであり、(C説)は対象にならなかつた。近年(B説)を準定説としている場合が多いのであるから、律令期にも同じ認識に至つたとしても全く不思議ではないであろう。

## (2) 『宋書』による「倭の五王」の崩年推定

四三〇年のXを履中天皇とする(B案)によれば、前提条件としては次の二点を採ると、各天皇の崩年範囲は表4の



表4 律令期史人の宋書による崩年推定と古事記の崩年

	日本書紀		計算年		修正崩年	古事記崩年	差
	在位	崩年	即位	崩年			
讚(仁徳天皇)	87年	399年		427年		427年	0年
X(履中天皇)	6年	405年	428年	433年		432年	1年
珍(反正天皇)	5年	410年	434年	438年		437年	1年
済(允恭天皇)	42年	453年	439年	457年	453年	454年	-1年
Y(安康天皇)	3年	456年	458年	474年	460年		
武(雄略天皇)	23年	479年	461年	489年		489年	0年

- ① 前天皇の崩年は、表2の遣使年、除位年に基づき、次の式で計算した。  
前天皇の崩年＝遣使到着年－3年＝除位年－5年
- ② 済(允恭天皇)の崩年は『書紀』の453年に準拠。
- ③ Y(安康天皇)の修正崩年460年は『書紀』の在位3年により計算した。
- ④ 武の崩年は『書紀』雄略12年の呉国遣使と『宋書』の478年遣使を対比し、これに在位23年を考慮して、 $478 + (23 - 12) = 489$ で計算した。
- ⑤ 履中、反正、允恭に差が生じたのは、允恭崩年に『書紀』を採用したのが原因と考えている。

のようになる。  
1、 天皇崩御とその翌年の天皇即位の報告使節は、新たに除位(叙位)を求め、崩御三年後に宋に着くものとし、崩年は『宋書』の遣使年の三年前と計算する。

2、 除位の請求に対しては、原則としてその翌々年(崩御五年後)に授与されるとして、崩年は『宋書』の除位年の五年前と計算する。

表4には計算年の他に、①～⑤の注によって、修正崩年と『古事記』分註の崩年も併記するが、この結果をどのようにに評価すべきであろうか。『宋書』による「倭の五王」の崩年推定計算結果が、『古事記』の崩年とかなり良く一致しているのである。

『古事記』の崩年が『宋書』による推定年より一年ほど新しくでているのは、おそらく律令期の史人が、允恭天皇の崩年に『日本書紀』の崩年四五三年を意識して、推定年よりも四年も新しい四五四年を採用したことに原因があると考える。ここでも『古事記』の崩年干支は、『日本書紀』を参照しながら、わざわざ一年異なった見解を意図的に主張しているようなのである。

### (3) 『日本書紀』による雄略天皇の崩年推定

次に、雄略天皇の場合を検討して見よう。もちろん、ここに掲げた『日本書紀』による崩年推定という項目が奇異なのは承知している。『日本書紀』には雄略天皇の崩年を四七九年(己未)と明記しているから、それを利用すれば済む話である。しかし、『古事記』の分註は崩年を四八九年と示して独自性を主張している。

それは、次のような手順で、『古事記』分註の崩年四八九年が「正しく」計算できるからである。

『日本書紀』には、雄略八年二月と雄略十二年四月四日に「身狭村主青と檜隈民使博徳を吳国に派遣」の記事が見られる。呉は宋のことであるから、『宋書』に見える四七八年の武の遣使はこのいずれかに対応する。しかも四七八年には、武(雄略天皇)は安東將軍ではなく、安東大將軍に除(叙)せられているのであるから、雄略十二年を対応させるのが当然であろう。済の場合を見ても、安東將軍を経て大安東將軍に進められているからである。そうすると雄略十二年は四七八年となり、『日本書紀』の雄略没年すなわち雄略二十三年はそれよりも十一年後であるから四八九年となり、『古事記』分註の崩年と完全に一致するのである。

#### (4) 『日本書紀』による応神天皇の崩年推定

応神天皇の場合も、雄略天皇と同じように、『日本書紀』では崩年を三一〇年(庚午)としているが、『古事記』分註は三九四年としている。『古事記』が三一〇年を採らなかったのは、おそらく次の論理によって、三九四年(甲午)を「正しく」計算して導くことができたからである。

まず、『日本書紀』には応神十五年八月六日に「百済王が阿直伎を遣して良馬二匹を買った」との記事がある。ここには百済王とのみ記されているが、『古事記』の応神紀には「百済の国主の照古王が牡馬一匹と牝馬一匹を阿知吉師に託して献上」との記事があり、百済王が肖古王のことであると分る。おそらく『日本書紀』が肖古王の記載を避

けたのは、干支二運(一二〇年)の延年操作により、肖古王は神功五十五年に死亡したことになっていて矛盾が露呈することを避けたからと思われる。

さて、『三国史記』の「百済本紀」によれば、肖古王二十三年(三六八年)に「使者を新羅に派遣し、良馬二匹を送る」との記事があり、対応記事が「新羅本紀」にもある。律令期の史人は『三国史記』を見ることはなかったが、その基となった「百済本紀」「百済記」「百済新撰」によって同様な記事を承知していた可能性はある。「良馬」の記事は『日本書紀』にも『古事記』にも載る大ニュースであり、肖古王二十三年に新羅に送ったのと同じ時であったとする解釈は極めて自然なのである。

応神十五年は肖古王二十三年(三六八年)である。一方、『日本書紀』によると応神天皇は応神四十一年没である。したがって、応神天皇の崩年は、三六八年から二十六年後のこととなり、三九四年と計算され、『古事記』の崩年と完全に一致する。

#### (5) 「倭の五王」以前の天皇の崩年問題

本稿では『古事記』崩年分註は、「倭の五王」との一致こそ二次史料の可能性を示すものではないかとの視点で検討してきた。したがって、『宋書』と『日本書紀』から、『古事記』の崩年を推定復元できることを示すだけで一応の目的は達せられたと考えている。

しかし『古事記』崩年干支には、倭の五王以前の仲哀・

成務・崇神天皇や以降の継体、安閑、敏達、用明、推古天皇の崩年を載せている。この内、継体天皇以降の五天皇の崩年については、一次史料であるか二次史料であるかについては、現状ではいずれとも言い難い。

ただし、倭の五王以前の仲哀・成務・崇神天皇の場合については、倭の五王の場合と同様に、二次史料としなければ、論理の一貫性に欠ける。そのため、憶測と恣意的な解釈となることを承知しながら、一応の試案を述べてみたい。したがって以下の議論は、『古事記』の崩年分註が二次史料であることの論証というよりは、ひとつの状況の理解方法として提示するものである。

まず、『日本書紀』には、仲哀天皇が仲哀九年二月五日に没したこと、そしてその年の十月に神功皇后が新羅遠征を行ったことを記している。この遠征記事に対応する事件を『三国史記』の「新羅本記」にみると、奈勿尼師今九年（三六四）四月に「倭兵が大挙して進入してきた」との記事を見出せる。『三国史記』の紀年は広開土王碑文との比較で一年の遅れがあるので、この記事は正しくは三六三年のことになる。しかも、神功皇后の新羅遠征は十月であるが、「新羅本記」では四月なので、これを翌年のこととすれば、仲哀天皇の崩年は三六二年となり、『古事記』崩年と完全に一致する。

次に、成務天皇の場合は、仲哀天皇の在位が九年であることから、仲哀天皇の崩年推定の三六二年を基準にすれば

三五三年と計算され、『古事記』の三五五年より二年早くなる。

さて、最後に崇神天皇の場合についても検討する。

『日本書紀』に涉外記事が初めて現れるのは、崇神紀の崇神六十五年七月「任那国が蘇那曷叱知を遣して朝貢」の記事である。崇神天皇は崇神六十八年に崩じているから三年前である。関連して五年後の垂仁二年に「蘇那曷叱知の帰国」の記事がある。また垂仁三年には「新羅王の子の天日槍の来帰」の記事があるが、その後は新羅遠征まで涉外記事が長い間途絶える。

一方、『三国史記』によれば、倭国との交渉を示す記事の初出は列伝五の沽解尼師今七年（二五三年）の「倭国の使臣葛那古」の挿話である。もちろん、この使臣は倭から新羅への派遣であり、任那の蘇那曷叱知は関係ないが、『日本書紀』の編纂者が、「倭国の使臣葛那古」を意識して、任那からの朝貢や天日槍の来帰の記事を崇神・垂仁紀に繰り上げた可能性がある。傍証は、天日槍の記事が『古事記』では応神天皇の項に天之日矛として記載されていることである。

何も史料のないなかでは、両国の外交初出記事の時期を同年代と見る考え方はあり得たと思う。そのように考えると、蘇那曷叱知の涉外記事の三年後に崩じた崇神天皇の崩年は二五六年と計算される。『古事記』の崩年よりも二年早い。大略の一致と言えるであろう。

以上の議論が憶測を重ねた結果であり、崩年の二次史料性の論拠とはなり得ないが、ひとつの可能性として提示して見た。

## 五、『古事記』崩年を一次史料とする議論

それでは、『古事記』の崩年を一次史料とみなす証拠はないのであろうか。

結論から言えば、直接的な証拠は皆無である。かつては、一次史料を支える唯一の証拠として、田中卓の『住吉大社神代記』『船木等本記』の崇神天皇と垂仁天皇の崩年に関する研究(9)が注目され、原秀三郎などの積極的な支持(10)を得ていたが、現在では鎌田元一の研究(11)によってそれは否定されている。今回の推論とも若干の関連があるので、その概要を紹介する。

田中卓の研究した『住吉大社神代記』には崇神天皇の崩年が崇神六十八年戊寅、垂仁天皇の崩年が垂仁五十三年辛未とあり、干支で示された崩年が『日本書紀』と明らかに異なる。しかも崇神天皇の崩年は『古事記』の記載と同じであり、一方の垂仁天皇の崩年は『古事記』にはないことから、田中卓はこれらを『古事記』とは独立した伝承と見た。そして、崇神天皇の崩年の戊寅に二五八年説と三一八年説があったのを、垂仁天皇の辛未を三二一年として、二五八年に確定させる案を提示した。この論考は古墳時代の年代論にも一定の影響を与えたのではないかと思う。

これに対して、鎌田元一は崇神の治世六十八年が、紀年延長のある『日本書紀』の在位と一致していることから、『住吉大社神代記』が『日本書紀』を参照していることは明らかであり、崇神天皇の崩年干支のみを『古事記』から引いたのだとして、更には、垂仁天皇の辛未は、崇神二十九年生まれで宝算が百四十歳であったとする『日本書紀』の記録から計算したものであることを示した。すなわち、『住吉大社神代記』の崩年を二次史料と明らかにしたのである。整理して、表5に示す。

この論証のプロセスは今回の筆者の検討プロセスと実に良く似ている。すなわち、『日本書紀』の記載をもって、『日本書紀』の崩年を訂正しているのである。

以上のように、現在のところ、『古事記』の崩年を裏付ける一次史料は何もないのである。

## 六、『宋書』の将来された時期

『宋書』が完成したのは六世紀初とされている。この『宋書』が八九一年頃に編集された『日本国現在書目録』に載っていることから、平安前期には日本に将来していたことは確実である。そこには『宋書』と共に『晋書』も載っているが、『梁書』はない。

問題は、『日本書紀』や『古事記』の編纂時期に『宋書』が将来していたかであるが、『晋書』を除くと『宋書』も『梁書』も奈良時代の史料の中にまったく姿を現していない

いという。しかし、その事実だけから奈良時代に将来されていなかったと結論付けることはできない。それは小島憲

表5 鎌田元一の『住吉大社神代記』に関する指摘

天皇	生年・即位・崩年	日本書紀		古事記		神代記	
		年	干支	年	干支	年	干支
崇神	宝算/生年干支	120	壬辰(29)	168	辛卯(28)	68	
	治世/即位干支	68	甲申(21)				辛未(08)
	崩年干支		辛卯(28)		戊寅(15)		戊寅(15)
垂仁	宝算/生年干支	140	壬子(49)	153		53	
	治世/即位干支	99	壬辰(29)				己卯(16)
	崩年干支		庚午(07)				辛未(08)

干支の( )は甲子を01とした時の順番 薄灰色の網掛けは計算値

鎌田元一の『住吉大社神代記』に関する指摘

崇神の治世68年は『書紀』。崩年干支戊寅(15)は『古事記』。

垂仁の崩年干支は『書紀』の垂仁の生年[壬子(49)]と宝算(120歳)からの計算結果の辛未(08)。

垂仁の即位己卯(16)は崇神崩年戊寅(15)の翌年

垂仁の在位53年は崩年辛未(08)と即位己卯(16)からの逆算。

之の研究(12)による『日本書紀』の「出典書名分類表」に『梁書』が載せられているからである。『日本国現在書目録』に見られない『梁書』の記載が、『日本書紀』に引用されている形跡が濃厚だと言うのである。

ただし、小島憲之の研究によっても『宋書』が『日本書紀』に参照された形跡は全くない。そこから、村上啓一のように『宋略』は見えていても『宋書』は未だ将来されていなかったとの説が生まれた(13)。その一方で、和田博徳のように、『日本書紀』に引用されていないのは、「倭の五王」の記載が不名誉であると考えて、意識的に隠したためとする説もある(14)。結論は正反対であるが、『日本書紀』に『宋書』の影響を認めない点では一致している。

ところで、筆者は、応神三十七年二月一日の「阿知使主、都加使主を呉に遣して縫製工女を求めた」記事に注目している。周知のように、応神、神功記には、「百済記」からの記事が、干支二運(二二〇年)を繰上げて挿入されている。『日本書紀』では応神三十七年は三〇六年であるから、これを二運分修正すると四二六年になり、『宋書』の讚の遣使の四二五年と一年の差しかないからである。

逆説的であるが、『古事記』の崩年を二次史料であると結論するならば、そのことこそが、奈良朝初期に『宋書』が将来していた証左となるのである。

## 七、古事記の分註崩年の成立時期

以上の検討結果を踏まえると、『古事記』の崩年記事が『宋書』の影響を何時ごろ受けたかが重要な問題となる。

『古事記』の成立は七二二年とされていて、『日本書紀』の七二〇年の八年前である。もし、『古事記』の崩年記事が『宋書』の影響を受けていたとするならば、なぜ『日本書紀』がその影響を受けていないのか。和田博徳の言うように、『日本書紀』の編者が「不名誉と考えて」全く触れなかったのだとするならば、『日本書紀』よりも日本の独自性をうたう『古事記』がなぜ参照したのであるうか。逆に言えば『古事記』の編者さえ参照した『宋書』を『日本書紀』の編者はなぜ参照しなかったのであろうか。

もちろん、『日本書紀』の編者は『古事記』を見る機会がなかった可能性があるから、異とすることはないかも知れない。しかし、『古事記』の編者さえ参照していた『宋書』を『日本書紀』の編者が参照しなかったことが、やはり異様なのである。『古事記』と同じように、崩年の算出にのみ、引用しておいて、倭の五王の比定にふれなければ、特に不名誉なことでもないからである。

そうなると、原初『古事記』には崩年がなく、後に分註として挿入されたのではないかとの「疑い」が強く生じる。

## 八、おわりに

『古事記』の崩年は、一部では「伝承一次史料」とされているが、歴史学の基本から言えば自明ではなく、「倭の

五王」との整合性により補強されている面がある。したがって、「史料批判」の原則に照らすならば、「倭の五王」と整合するからこそ、「二次史料」の可能性がある。

今回の試論は、「律令期の史人」に仮託して、『宋書』と『日本書紀』の記載から『古事記』の崩年を求める議論を行って見たものであるが、要約すると次のようになる。

(1) 『古事記』の崩年月日は、『日本書紀』のような干支表現ではなく、数字表現と記載されている。月日を干支で表現するためには、暦に関する知識が不可欠であるが、『古事記』の崩年月日はあたかも結論のみを記載しているようなのである。

(2) しかも、『古事記』の崩年月日は、『日本書紀』の崩年干支を見て、流用しているとしか考えられないほど良く似ている。『古事記』記載の十三件の内、八件が『日本書紀』の他の天皇の崩日に一致し、その内の三件が『日本書紀』の前代あるいは前々代の天皇の崩日と同一で、更には八件以外にも一日遅れで一致している例が三件あり、例外は二件しかない。それにもかかわらず、同一天皇に関しては、『古事記』と『日本書紀』で全て異なる。

(3) 『古事記』に崩年干支が記載されている天皇に関しては、必ず外国史書に対応記事があるが、記載のない天皇の場合は例外なく対応記事を認めない。『古事記』は、『日本書紀』の記事に対応する「外国史書」によって崩年干支を計算しているかのようなのである。

(4) そのため、筆者は「ある次期」の律令期史人に仮託して、同一基準を定め『日本書紀』と『宋書』『三国史記』を対比して崩年干支を計算してみた。結果は次の通り、かなりの精度で一致している。

天皇	復元崩年	古事記	差
崇神天皇	二五六年	二五八年	二年
成務天皇	三五三年	三五五年	二年
仲哀天皇	三六二年	三六二年	〇年
応神天皇	三九四年	三九四年	〇年
仁徳天皇	四二七年	四二七年	〇年
履中天皇	四三三年	四三二年	一年
反正天皇	四三八年	四三七年	一年
允恭天皇	四五七年	四五四年	三年
雄略天皇	四八九年	四八九年	〇年

(5) もちろん、仮託した律令期の史人が、何時からこれらの史書を利用できたか明らかでないが、『古事記』の成立時には『日本書紀』が完成していなかったもので、論理的には、後代の追記となる。

(6) しかし、崇神天皇の崩年干支を戊寅とする『住吉大社神代記』の完成が七三一年なので、その時点までには追記が行われていたはずである。しかも、周知のように『古事記』は、完成後百年間ほどは、秘されていて関係者以外

に閲覧することが出来なかった。

(7) そこで、私説を述べたい。

『日本書紀』は、干支二運の延年などにより、本来の年次を大幅に変更しているが、延年のもとになるべき年次については、外国史書を参照して調べたはずである。それらは、紀年延長のある『日本書紀』からは排除されたが、担当した史人によって伝えられたに違いない。当然、発表の機会を待っていた。それが学者というものである。そこに崩年干支のない『古事記』があった。『古事記』の政治的な立場は、『日本書紀』とは異なる。必ずしも、絶対年代に結びつかない崩年干支だけなら追記出来る。

(8) いずれにせよ、『古事記』の崩年干支は一次史料による伝承ではなく、外国史書との対比によって、二次的に作成された可能性が濃厚なのである。それは、研究的に言うならば、奈良時代の「倭の五王」比定研究の成果であった。

本報はタイトルを「崩年分註の史料性検証」としているように、必ずしも『古事記』の崩年分註を「二次史料」と断定するものではない。しかし、今後の研究において、「二次史料」としての可能性がより明確になることは十分に有り得ると考えており、まず試論としての提出し、参考に資するようにしたものである。これを機会に、更なる研究の深化を期待したい。

〔註記〕

(1) 久米邦武「仲哀帝以前紀年考」『史学雑誌』第十三編第二号、一九〇二年

(2) 原勝郎「日本書紀紀年考」『日本中世史の研究』一九一七年

(3) 前田直典「応神天皇朝といふ時代」『オリエンタリカ』創刊号、一九四八年

(4) 表1のように『日本書紀』に現れた崩月日は38件あるが、重複を除くと36件であり、一年(日数365)当たりに単純計算すると一致する確率は $36/365 = 0.0988$ であるが、『日本書紀』も『古事記』も日付は、ほぼ七日までに限られているので、意味のある一年の日数を $17 \times 12 = 204$ とすると確率は $P = 36/204 = 0.1765$ である。13件中n件一致する確率公式は、 $p^n \times (1-p)^{13-n} \times {}^{13}C_n$ なので、偶然八件一致する確率( $n=8$ )は $0.00046$ である。

(5) 太田亮「古事記註文干支月日論」『日本古代史新研究』一九二八年

(6) 笠井倭人『研究史・倭の五王』一九七三年

(7) 橋本増吉『東洋史上より観たる日本上古史(邪馬台国論考)』大岡山書店、一九三二年

(8) 池内宏『日本上代史の一研究』近藤書店、一九四七年

(9) 田中卓「古代天皇の系譜と年代」『神道史研究』二四卷四号、一九七五年

(10) 原秀三郎「古代地域研究の文明的方法」『地域と王権の古代史学』塙書房、二〇〇二年

(11) 鎌田元一「古事記崩年干支に関する二・三の問題」『日本史研究』四九八号、二〇〇四年

(12) 小島憲之『上代日本文学と中国文学』上、塙書房、一九六二年

(13) 村上啓一「日本書紀編修に関する私見(1)」『天理大学学報五号、一九五一年

(14) 和田博徳「神功皇后紀の倭女王注記について」『史学雑誌』六二卷一号、一九五三年

(〒252-0242 相模原市中央区横山2-14-6)